



発行 東京都

目次

告示

- 公共測量の実施(四件).....(都市整備局都市基盤部調整課).....
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除.....(環境局環境改善部化学物質対策課).....
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定.....(同).....
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請.....(生活文化局都民生活部管理法人課).....
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件).....(産業労働局商工部地域産業振興課).....
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要.....(同).....

告示

- 東京都告示第千五百六十九号
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、北区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十五年十一月十八日
東京都知事 猪 瀬 直 樹

一 測量施行者 北区
二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
三 測量の区域 北区赤羽台四丁目地内
四 測量の期間 平成二十五年十月十八日から同年十二月一日まで

●東京都告示第千五百七十号
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、北区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十五年十一月十八日
東京都知事 猪 瀬 直 樹

一 測量施行者 北区
二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
三 測量の区域 北区赤羽北二丁目及び赤羽北三丁目各地内
四 測量の期間 平成二十五年十月十八日から平成二十六年三月十四日まで

●東京都告示第千五百七十一号
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、府中市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十五年十一月十八日
東京都知事 猪 瀬 直 樹

一 測量施行者 府中市
二 測量の種類 公共測量(地籍調査)
三 測量の区域 府中市小柳町五丁目地内
四 測量の期間 平成二十五年十月二十八日から平成二十六年三月七日まで

●東京都告示第千五百七十三号
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第千四百五十二号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年十一月十八日
東京都知事 猪 瀬 直 樹

一 指定を解除する区域 別図のとおり(中央区湊二丁目

一 測量施行者 府中市
二 測量の種類 公共測量(地籍調査)
三 測量の区域 府中市小柳町五丁目地内
四 測量の期間 平成二十五年十月二十八日から平成二十六年三月七日まで

●東京都告示第千五百七十二号
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、稲城市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十五年十一月十八日
東京都知事 猪 瀬 直 樹

一 測量施行者 稲城市
二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量)
三 測量の区域 稲城市地内
四 測量の期間 平成二十五年十月二十八日から平成二十六年三月七日まで

●東京都告示第千五百七十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

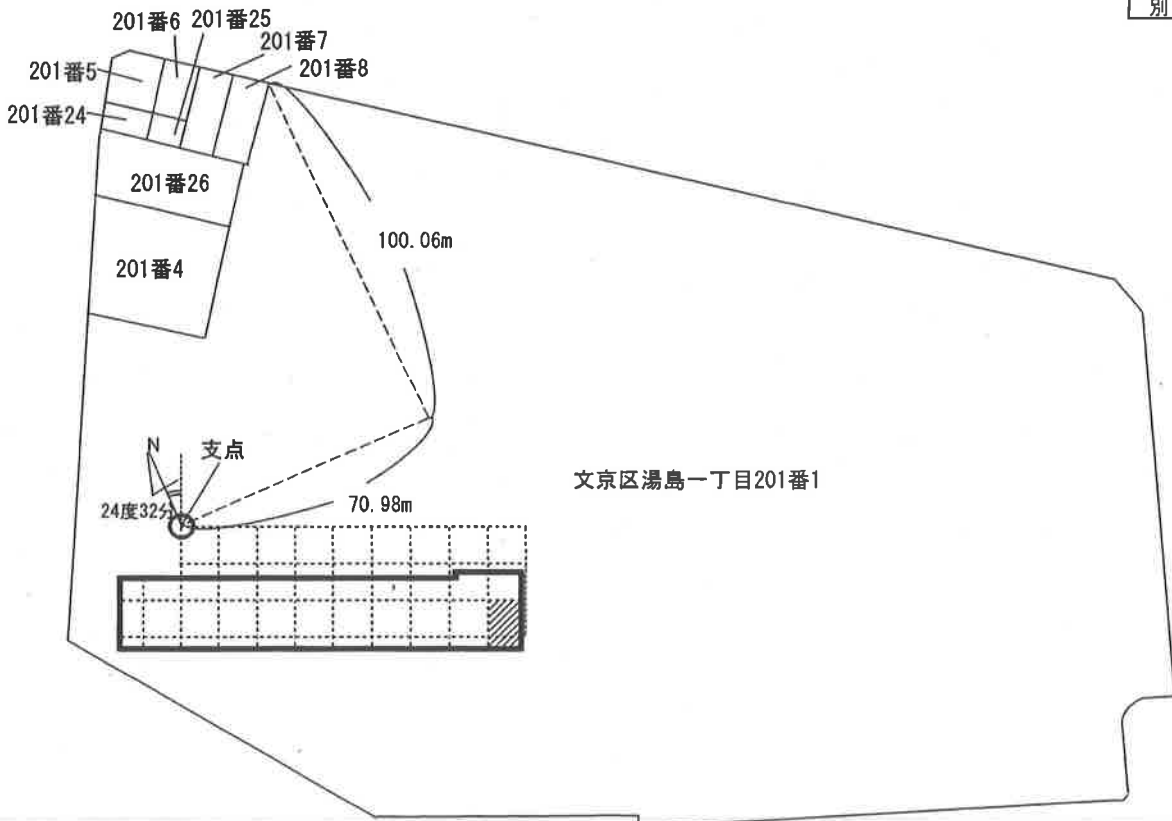
平成二十五年十一月十八日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(文京区湯島一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別 図



<凡例>

- 単位区画境界線
- 筆境界線
- 調査範囲
- ▨ 形質変更時要届出区域

<支点>

支点は、文京区湯島一丁目201番1の最北端から南へ100.06m、西へ70.98mの位置とする。
 <格子の回転角度> 24度32分
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。